平成22年4月1日 告示第187号

(趣旨)

第1条 この告示は、東近江市広告掲載取扱要綱(平成20年東近江市告示第244号。 以下「取扱要綱」という。)に基づき、市が作成する広報ひがしおうみへの広告 の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

- 第2条 広告の掲載位置は、広報の紙面のうち、市が指定した位置とする。
- 2 広告を掲載する枠数は、1号につき6枠までとする。

(広告の掲載枠)

第3条 広告の掲載枠は、縦4.6 cm×横8.6 cmを1単位とする。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、1号1枠につき30,000円とする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、市の広報紙、ホームページ等により、期間を定めて 行うものとする。

(掲載の申込み)

- 第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、別に定める日までに、広報ひがしおうみ広告掲載申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 同一の申込者が申し込むことができる広告は、1号につき1枠限りとする。 ただし、掲載申込者が枠数に満たないときは、満たない枠数の範囲内で複数枠 に掲載することができるものとする。
- 3 複数月の掲載を希望する申込者は、掲載を希望する最初の月から起算して 1 年以内の範囲内で同時に申し込むことができる。

(広告の掲載決定と広告原稿の作成)

- 第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、その結果を広報ひがしおうみ広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により、複数月の掲載を希望した申込者については、掲載を希望する月ごとに広告掲載の可否を決定し、その結果を通知するものとする。
- 2 申込者が募集枠数を超えるときは、次の優先順位によるものとし、同じ優先

順位に属する複数の希望者がある場合は、抽選により決定するものとする。

- (1) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、公団、公益 法人及びこれらに類する者の広告
- (2) 法人その他の団体(前号に該当する者を除く。)及び事業を営む個人で、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有するものの広告
- (3) 前号2号に該当しない者の広告
- 3 第1項の規定により広告を掲載する決定を受けた申込者(以下、「広告主」という。)は、別に指定する期日までに広告物を提出するものとする。
- 4 前項の規定により提出する広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- 5 第3項の規定により提出された広告原稿の内容が、第3条又は取扱要綱第4 条の規定に反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。 (広告内容等)
- 第8条 広告のデザイン及び内容は、広報ひがしおうみのイメージを損なうこと のないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。
- 2 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権及び肖像権の確認を行い、著作物使用料等が発生する場合は、広告主が負担するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載料は、掲載の決定後、市が指定する期日までに一括で納付する ものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでな い。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとし、第三者から広告に関して損害を被った旨の申出がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- この告示は、平成26年4月1日から施行する。